

委員会提出議案第3号

加西市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

別紙、「加西市議会会議規則の一部を改正する規則」を議決されたく、加西市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年2月24日提出

加西市議会議長 原 田 久 夫 様

提出者 加西市議会運営委員長 土 本 昌 幸

加西市議会会議規則の一部を改正する規則

加西市議会会議規則（昭和50年加西市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第91条の次に次の2条を加える。

（定足数に関する措置）

第91条の2 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

（出席委員に関する措置）

第91条の3 この章における出席委員には、加西市議会委員会条例（昭和42年加西市条例第15号）第12条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第93条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第2章中第102条の次に次の1条を加える。

（不在委員）

第102条の2 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第106条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第116条の次に次の1条を加える。

（情報通信機器の使用）

第116条の2 議員、市長等（市長その他の執行機関及びその他補助職員をいう。）及び議長が会議に出席を要請した者は、情報通信機器（議長が指定するタブレット端末及びパーソナルコンピュータに限る。）を会議において使用することができる。

2 前項の情報通信機器の使用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第7章中第130条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第130条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染

症のまん延又は災害の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。